

福岡市建築物耐震対策検討委員会要綱

（趣旨）

第1条 福岡県西方沖地震の経験を踏まえ、また「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正による規制強化をはじめとする国や福岡県の動向及び社会情勢の変化を受け、建築物の耐震化をさらに促進し、災害に強い、安全・安心のまちづくりをめざすために、福岡市建築物耐震対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

この要綱は、検討委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（検討委員会の目的）

第2条 検討委員会は、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- （1）福岡市耐震改修促進計画に関すること
- （2）警固断層に着目した建築物の耐震対策に関すること
- （3）通行障害建築物の耐震化に関すること
- （4）その他住宅・建築物の耐震化に関すること

（委員）

第3条 検討委員会委員は、学識経験者及び行政機関の職員をもって構成する。

- 2 検討委員会は、委員長、委員をもって組織する。
- 3 委員数は、20名以下とする。

（委員長）

第4条 委員長は、検討委員会の議事進行及び取りまとめを行う。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（任期）

第5条 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（検討委員会の開催）

第6条 検討委員会は、福岡市住宅都市みどり局長が開催する。

- 2 検討委員会を開催するときは、あらかじめ検討委員会の名称、日時、開催の目的、公開・非公開の別、その他必要な事項を公表するものとする。

(検討委員会の公開・非公開)

第7条 検討委員会は原則として公開とする。ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に該当する情報であるとき、または、検討委員会を公開することにより、当該検討委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

(守秘義務)

第8条 委員及びその他検討委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後もまた同様とする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務を円滑に処理するため、事務局を福岡市住宅都市みどり局建築物安全推進課内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、住宅都市みどり局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。

検討委員会委員

委 員 名	所 属 等	分 野
神野 達夫	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 教授	地震工学（学識）
辰巳 浩	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授	交通計画・都市計画（学識）
重松 正幸	（一社）日本建築構造技術者協会	建築構造（民間）
鮎川 透	（公社）福岡県建築士会	建築全般（民間）
南正覚 文枝	福岡県弁護士会	法務
江頭 美紀	福岡県 建築都市部 建築指導課長	行政（県耐震改修促進計画）
森山 浩一	福岡市 市民局 防災・危機管理部長	行政（防災）
立場川 哲也	福岡市 道路下水道局 管理部長	行政（道路）